

## [トレンド]

### 通級による指導の充実方策

香川邦生

文部省は、平成2年度・3年度の2か年間「通級学級に関する調査研究協力者会議」を設け、通級による指導に関する検討を行ってきた。通級による指導とはいっていどのような指導を意味するのか、また、現時点でなぜこのような指導の充実のための調査・研究が必要となったのか。

戦後において、小・中学校に設置されている特殊学級は、昭和22年の学校教育法の制定によって制度上の明確な位置づけを得、昭和30年代から40年代を中心として急速にその整備が進められ、軽度心身障害児の教育の場として重要な役割を担ってきた。

当初特殊学級は、児童生徒が学級に籍を置き、その学級で大半の指導を受けるという教育の場（いわゆる「固定式特殊学級」）として想定され整備されてきたが、ここ10数年来、各教科等の指導の大半を通常の学級で受けつつ、心身の障害に応じた特別の指導を特殊学級で受けるという例（いわゆる「通級による指導」）がかなりみられるようになり、障害の種類・程度によっては、この形態が一般的なものになりつつあるという実態である。

通級による指導については、「軽度心身障害児に対する学校教育の在り方」（特殊教育に関する研究調査会報告 昭和58年8月12日）において、その整備の必要性が提言され、その後「教育改革に関する第三次答申」（臨時教育審議会答申 昭和62年4月1日）及び「盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について（答申）」（教育課程審議会答申 昭和63年12月16日）においても、その整備に努めることの必要性が指摘されている。

これらの答申等で指摘されているように、各教科等については通常の学級において指導するのが適当であるような障害児については、ここ10数年来、通級による指導は有効な教育の形態であると考えられ、実践されてきたが、制度的にはあいまいな点が多くあった。そこで、調査研究協力者会議を設けて、学級編制上の基準、教育課程上の位置付けや対象となる児童生徒の障

害の種類・程度、指導内容・方法等を検討することとなつたのである。

また、近年いわゆる「学習障害」に対する対応が重要な課題となっているが、これら学習障害児への対応も通級による指導が効果的であるという指摘もあるので、この機会に併せて検討している。

通級学級に関する調査研究協力者会議は、調査研究校の協力を得ながら2か年にわたり、通級による指導の充実及び学習障害児に対する教育的対応の在り方等について検討し、平成4年3月30日に、審議の最終まとめを文部省初等中等教育局長に報告した。以下においてこの報告書の概要を紹介する。

#### 1. 通級の概念規定

「通級」の概念規定は、今まで必ずしも明確なものではなかったが、報告では、特殊学級に在籍しているか否かにかかわらず、「各教科等の授業は主として通常の学級で受けながら、心身の障害の状態等に応じた特別の指導を特殊学級又は特別の指導の場で受けること」と定義している。この場合の特別の指導の場とは、例えば、近隣の小・中学校に適当な特殊学級が設置されていないような場合、盲学校や聾学校等がその役割を担うこと等を意味している。なお、通級の対象となる児童生徒は、特殊学級が設置されている学校に在籍している場合（校内通級）と、他の学校に在籍している場合（他校通級）との両者が考えられる。

また、担当教員が該当する児童生徒のいる学校に向いて指導するという場合もあり、これを一般的には「巡回」指導と称するが、こうした指導は、児童生徒にとっては、心身の障害の状態に応じた特別な指導を一部別の場で受けるものであって、実質的には「通級」と同じであると考えられるので、「巡回」は「通級」の一形態と考えるのが適当であるとしている。

さらに「通級」の例外的なものとして、精神薄弱特殊学級の児童生徒が、言語障害特殊学級において言語指導を受ける場合のように、特殊学級に在籍する児童生徒が他の特殊学級に通って一部特別な指導を受けるというケースもみられる。このようなケースは、「通級」の概念規定に必ずしも該当しないが、特に必要な場合には、「通級」に含めて考えることが適当であるという考え方も示されている。

報告においては、「通級」とともに、「交流」についてもその概念規定が示されている。すなわち「交流」とは、主として特殊学級で指導を受けているような児童生徒が（固定式）、社会性を養い好ましい人間関係を

育てることを目的として、週の内何時間かを通常の学級で指導を受けるという形態を意味する。「通級」と「交流」とでは、その目的とするところが異なるため、こうした概念規定を分けて行っているわけである。

## 2. 心身の障害の種類・程度、及び指導内容・方法

### (1) 通級の対象となる心身の障害の種類・程度

通級の対象となる児童生徒は、通常の学級において学習するのが適当であるが、一部特別な指導を行う必要のある者であるから、障害の種類としては、言語障害、難聴、弱視、情緒障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱等が考えられるとし、精神薄弱は通級の対象としていない。つまり、精神薄弱については、精神発達の遅れやその特性から、小集団による発達段階に応じた特別な教育課程・指導法が効果的であるので、原則としていわゆる固定式によって指導するのが効果的であるという考え方方に立っている。

また、言語障害、難聴、弱視、情緒障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱については、そのすべてを通級の対象と考えているわけではなく、それぞれの障害種別ごとに具体的に通級の対象者について述べているが、これらの者は、各教科等については通常の学級で学習するのが適当な者であるから、重複した障害がないこと等が原則となる。詳しい点は割愛する。

なお、精神薄弱以外の障害を二つ以上有する場合には、例えば比較的重い方の障害の特殊学級において、固定式又は通級により指導するなど、個に応じて適切な措置を講ずる必要があるとしている。

### (2) 指導の内容・方法

通級による指導は、心身の障害の状態を改善・克服させることが主たるねらいであるので、これを目的とする障害に応じた特別の指導（いわゆる養護・訓練的指導）が中心となるが、教科の指導を補助的に行うことも含めている。報告においては、障害種別ごとに特別の指導等の例示がなされているがここでは割愛する。

なお、通級による指導の週当たりの時間数については、個々の児童生徒の障害の状態や指導内容・方法等に応じて適切に定める必要があるとし、時間数の基準を示すことは避けている。

## 3. 教育課程上の位置付け等

通級による指導を受けている児童生徒は、通常の学級の授業の一部に替えて通級するか、あるいは放課後通級している。このいずれの方式が望ましいかは、学校や地域、児童生徒の実態等に応じて判断されるべき

ものであるとしている。しかし、通常の学級の授業の一部に替えて通級する場合には、教育課程上で一部特別の教育課程によることとなるが、このような教育課程の運用に関する特例の定めがないので、今後通級による指導の充実を図っていくためには、教育課程上の位置付けを明確にすることが必要であるとしている。

また、今後通級による指導の教育課程上の位置付けを明確にする場合、指導要録の中で、通級による指導の記録が適切に記載されるようにする必要のある点にも言及している。

## 4. 通級による指導のための条件整備

通級による指導を受けている児童生徒は、各教科等の授業の大半は通常の学級で受けているので、在籍は概ね通常の学級ということになる。しかし、現行制度上通級先となる特殊学級に在籍する児童生徒がいない場合には、学級が設置できないことから、通級を必要としている児童生徒が通常の学級にいるにもかかわらず、担当教員が配当されず、指導ができないという事態も生じている。

このような問題を解消するため、通常の学級に在籍する児童生徒については、実態に即して通級による指導が円滑に行われるような教員定数上の措置を講ずる必要性のあることを提言している。つまり、現行制度上は、在籍する者がいない学級は、認可されず、したがって教員配当も行われないというシステムになっているが、通常の学級に通級による指導を必要とする児童生徒がいる場合には、その児童生徒の人数等に応じた教員数を配当できるようにならなければならないということを提言しているのである。

この際、通級による指導は、①個別指導を中心となることから原則として固定式の特殊学級における指導とは別に行うことが適当であること、②特殊学級の区分にしたがって原則として障害種別に行うことが適当であること、③特に必要がある場合には複数の障害を対象として行うことも考えられることとしている。

なお、報告においては、「就学指導体制の整備」、「教員の資質の向上」についても項をおこして提言しているがここでは割愛する。

## 5. 在籍学級・学校等との連携の在り方

通級による指導は、固定式の特殊学級とは異なり、限られた指導時間において、いかに効果的な指導を行うかが重要な課題となる。このため、通級の担当教員は、在籍学級の担任や保護者等との定期的な情報交換

を行い、児童生徒の実態を十分に把握しておくことが大切となる。また、大半の時間指導を受けている通常の学級において、障害の状態に応じた適切な配慮を行ってもらうためには、通常の学級の担任等に障害の状態等の正しい理解と認識を促すための助言が不可欠である。

このような立場から、報告においては、通級の担当教員の重要な職務の一つとして、情報交換・助言・学校（学級）訪問・ケース会議の開催等をあげている。

また現在、通級の担当教員は、就学前の幼児に対する教育相談や学齢児に対する不定期の相談・指導を担っている場合が多いが、こうした職務の充実も今後ともに図っていくことが望ましいとしている。

このように、通級の担当教員の職務は、一般の教員とは異なる点にかんがみ、各学校においては、校長を中心となって教職員の理解と協力体制が得られるよう努める必要性についても提言している。

## 6. 学習障害児等に対する対応

### （1）いわゆる学習障害児について

報告書においては、従来の障害の概念にとらわれず、通級による指導が適當な児童生徒の障害の種類と程度について検討を行っているが、特に学習障害については、重要な課題として検討を進めており、①学習障害の定義、②アメリカ合衆国における障害者教育法適用の現状等、③我が国における研究等の現状とに分けて記述している。

「学習障害の定義」においては、学習障害に関する研究の歴史とその定義の変遷等を概観しているが、特に、学習障害の定義として、アメリカ合衆国の障害者教育法修正（1975年）における「特異性学習障害児（children with specific learning disabilities）」の定義をその代表的なものとして紹介している。つまり、「話し言葉や書き言葉の理解や使用に関する基礎的心理的過程において、一つないしそれ以上の障害（disorder）のある子供を意味し、これら障害は、聴く、考える、話す、読む、書く、綴る、又は計算する能力の不完全として現れる。知覚の障害（handicap）、脳損傷、微細脳機能不全、読字障害、発達性失語症などの状態を含む。一次的に、視覚、聴覚、運動の障害（handicap）の結果、精神遅滞、情緒障害の結果、又は環境的、文化的若しくは経済的に恵まれない結果として、学習上の問題をもつ子は含まない。」というものである。

また、我が国における研究等の現状については、「学

習障害については、全体的な認知能力に比して特定の能力の発達が著しく遅れていることを特徴とし、広汎性発達障害とは一応区別されるという点、及びこれに該当すると考えられる児童生徒が我が国にも存在するという点では、関係者の間で見解が一致している。」として、我が国における研究の動向を紹介しているが、学習障害の判定の基準や診断方法に関しては、研究者の間でも見解が分かれているとしている。学習障害児に対する指導については、一部の研究者によって種々の取り組みが試みられているものの、指導法に関する研究成果の蓄積は少なく、今後の研究に待つところが大きいと述べている。

### （2）学習障害に対する対応

学習障害に対する対応では、①基礎的研究の必要性、②既存の特殊学級等における対応の二つの観点から述べている。

基礎的研究の必要性については、前述したように、限られた範囲内では関係者の意見がほぼ一致しているものの、判定基準・類型化・指導内容・方法等に関しては、研究の蓄積が十分でなく、見解が一致しているとはいえない点もあるので、医学、心理学、教育学の各分野から、基礎的な研究を積極的に進める必要があることを強調している。

また、学習障害児に対する今後の対応については、次の点を提言している。つまり、いわゆる学習障害と考えられる児童生徒は、現在のところその大半が通常の学級で指導を受けていると思われるが、こうした児童生徒の指導に関しては、通常の学級においても、個に応じた指導法の改善により対応可能な場合も考えられる一方、それだけでは十分でなく、既存の特殊学級への通級による指導が効果的であると考えられる場合もあるとして、このような場合には、通級による指導を充実させて対応していくことが望まれるとしている。

### （3）学習上困難を示す児童生徒に対する対応

学習障害児や境界線児を含め、通常の学級で学習している児童生徒の中には、指導上特別の援助を必要としているものが数多くおり、通常の学級での指導上の大きな問題となっているとし、これらの者に対しては、通常の学級において個に応じた指導を適切に行うことがまず求められることを指摘している。

しかしながら、通常の学級における指導上の配慮・工夫だけでは対応できない児童生徒もいるので、これらの者に対しては、個別指導や少人数によるグループ指導を行うことが望ましく、そのための指導体制を整備していくことが必要である。

将来、学習障害の判定基準等がある程度明確になった場合においても、その周辺に指導上特別な援助を必要としている児童生徒が相当数取り残されることが予想される。このため今後の課題としては、学習障害児に併せて、広く指導上特別な援助を必要としている児童生徒に対する対応を検討する必要があることを指摘し、当面通常の学級における指導上の配慮・工夫だけでは十分な教育効果を期待できない児童生徒を対象として、試行的に特別な指導の場（通級による指導もその一つ）を設けるなど、実践的な研究を行うことが必要であると考えられるとしている。

以上、「通級学級に関する調査研究協力者会議」の報告「通級の指導に関する充実方策について（審議のまとめ）」の概要についてみたが、この報告は次のような点で我が国特殊教育の分野で画期的な提言であるといえる。

まず第一は、従来の固定式特殊学級とは別に、特別な学級等を設け、心身に障害のある児童生徒が、通常の学級に在籍したままで、通級による指導を受けることのできる体制を整える必要性を提言している点である。これを制度的に実現させるためには、二つの方策が考えられる。その一つは、通級を必要とする児童生徒について、通常の学級と特別な学級等の両者に籍を置くことができるいわゆる二重在籍を認める方向であり、他の一つは、通級による指導の必要な児童生徒の人数に応じて、その指導に必要な教員を加配するという方向である。いずれの場合においても、通級による指導が必要な児童生徒は、通常の学級に在籍したままで、障害の状態に応じた特別な指導を受けることが可能となるわけである。なお、「特別な学級等」の中には、小・中学校に設けられる特殊学級の他に、盲学校や聾学校等があげられる。盲学校にしろ聾学校にしろ、それぞれの分野における教育の専門性の最も高い学校であるので、その地域における視覚障害教育や聴覚障害教育等のセンター的役割を果していくことが今後求められるが、こうしたセンター的役割の一環として、通級による指導に関する積極的な取り組みが期待され

る。

第二は、従来の障害の種類の概念を越えて、学習障害児を特別な指導の必要な対象としてとらえ、当面の対応として、通級による指導によって効果が上がると考えられる児童生徒については、通級による指導で対応できるように、その充実を図っていくことの必要性が提言されている点である。学習障害児については、我が国における研究の歴史が浅く、今後の研究に待つところが大きいが、現にこうした児童生徒が相当数いるわけであるから、こうした対応によって、これらの児童生徒が本来の自己の力を発揮して、生き生きとした学習活動の展開できることを期待したい。

第三は、学習障害のみならず、広く指導上特別な援助を必要としている児童生徒に対する対応を検討することの必要性を指摘している点である。つまり、通常の学級における指導上の配慮や工夫だけでは、対応が難しいいわゆる「学習困難児」に対して、試行的に特別な指導の場を設けるなど、実践的な研究を行う必要性を強調しているのである。我が国の特殊教育は、従来、障害の種類と程度に応じた教育の場と指導内容・方法の充実という観点から制度等の検討が行われるのが常であった。本報告においては、この従来の概念にとらわれず、障害のあるなしにかかわらず指導上特別な援助を必要としている児童生徒を対象とした特別な指導の場を設定し、指導内容・方法の実践的研究を行う必要性について提言しているのである。もちろんこうした特別な指導の場としては、通級による指導が考えられるわけである。先進諸外国においては、特別な教育的ニーズ（special educational needs）に対応した教育をどのように進めていけばよいかが、従来から特殊教育の最も大きな課題となっているが、我が国もようやくこうした面の取り組みの必要性が萌芽しようとしているということができるよう。

以上、三つの観点から報告書の中で特に画期的な提言と思われるものを取り上げたが、これらの提言が単なる提言に終ることなく、制度的に日の目をみるとともに、実践的な研究の取り組みが各地で行われ、広がっていくことを期待したい。